

## 逗子市自殺対策計画策定等検討会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定による自殺対策についての計画を策定するに当たり、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市自殺対策計画策定等検討会（以下「検討会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

### (メンバー)

第2条 検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 公共的団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要があると認めた者

2 検討会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

### (アドバイザー)

第3条 市長は、検討会の開催に当たり、自殺対策について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

### (協力の要請)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第5条 検討会の庶務は、国保健康課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。